

山形県臨床細胞学会会則

第 1 章 名 称

第 1 条 本会は山形県臨床細胞学会と称する。

第 2 章 目的および活動

第 2 条 本会は地域の臨床細胞学の発達を図るを以って目的とする。

第 3 条 本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. 総会およびその他の学術的集会

2. その他地域における細胞診学の発達に寄与しうると思われる活動

第 4 条 本会の事務所は山形市沖町 7 9 番地 1 号 山形済生病院 臨床検査部内に置く。

第 3 章 会 員

第 5 条 会員は日本臨床細胞学会会員に限る。

第 6 条 会員は毎年 3 月末日までに事務局に会費を納入する義務がある。

第 7 条 会員は総会または集会に出席して業績を発表し発言する事が出来る。

第 8 条 会員は退会または転居する場合は事務局に通知しなければならない。

2 年以上引き続き会費を滞納し理由なくして督促に応じない場合、その他会員として名誉を傷つけた場合は理事会の決議により退会せしめることができる。

第 9 条 本会に多大な貢献をなしたものは理事会の決議に基づいて名誉会員に推薦されることがある。

第 10 条 本会の趣旨に賛助する目的で特別会費を納入する個人または法人を賛助会員とする。

第 4 章 役 員

第 11 条 本会に代表 1 名、副代表 3 名以内、理事若干名（内 5 名を常任理事、数名を会務担当理事とする。）監事 2 名の役員を置く。

第 12 条 代表は学会を代表し、会務を主宰する。

副代表は代表を補佐し、代表に事故あるときは、その職務を代行する。

理事は会務に関する重要事項を協議し実行する。

監事は会務を監査する。

第 13 条 代表、副代表、常任理事は理事の互選によって定められ、理事、監事は会員の互選によって定められる。

役員任期は 3 年とし、再選を妨げない。

第 5 章 学術集会並びに会議

第 14 条 本会は年 1 回総会を開催する。総会の運営は代表がこれを行う。

第 15 条 代表は年 1 回定期理事会を召集することができる。

その際必要に応じて監事を召集することができる。

第 16 条 代表は理事会にはかり総会以外の集会を開催することができる。

第 17 条 代表は学術集会を含む活動状況を年 1 回日本臨床細胞学会会長に報告する。

第 6 章 会 計

第 18 条 本会の経費は会費および寄付金をもって当て、会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

前年度収支決算は理事会の承認を得て毎年総会において報告する。

第 19 条 本会の会費は

医師 6,000 円、医師以外 3,000 円、賛助会員 1 口 20,000 円とする。

第 7 章 会 則 の 変 更

第 20 条 会則の変更は理事会の決定によって行われる。

附則

本会則は昭和 58 年 2 月 26 日から実施する。

本会則は平成 8 年 7 月 26 日から実施する。

本会則は平成 19 年 1 月 12 日から実施する。

本会則は平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

本会則は平成26年4月1日から実施する。

本会則は平成27年9月19日から実施する。

本会則は平成28年4月1日から実施する。

本会則は令和2年4月1日から実施する。